

平成17年11月

警察署再編整備計画

～治安回復を目指して～



静岡県警察本部

目 次

はじめに	-----	1
第 1 警察署再編整備の必要性	-----	2
1 市町村合併に対応した再編整備	-----	2
2 広域行政圏や日常生活圏との整合性	-----	2
3 警察事象の量的・質的变化への対応	-----	2
4 治安維持・災害救援活動の拠点としての警察署整備	-----	3
第 2 警察署再編整備計画策定の経緯	-----	3
1 「警察署再編整備構想」の作成	-----	3
2 警察署再編整備に関するアンケート調査の実施	-----	3
3 全警察署における警察署協議会の開催	-----	4
4 懇話会の設置と提言書の受領	-----	4
5 パブリックコメントの実施	-----	5
6 再編実施警察署における警察署協議会の開催	-----	5
第 3 警察署再編整備の基本方針	-----	6
1 警察署新設・統廃合の方針	-----	6
2 警察署管轄区域見直しの方針	-----	7
第 4 警察署再編整備後の効果	-----	7
第 5 警察署再編整備の内容	-----	8
1 警察署の新設	-----	8
(1) 仮称「裾野警察署」	-----	9
(2) 仮称「袋井警察署」	-----	9
(3) 仮称「浜松西警察署」	-----	9
(4) 新設年次及び優先順位	-----	9
2 警察署の統廃合・分庁舎化	-----	9
(1) 松崎警察署	-----	10
(2) 蒲原警察署	-----	10
(3) 森警察署	-----	10
(4) 天竜警察署・水窪警察署	-----	10
3 警察署管轄区域の見直し	-----	11
(1) 大仁警察署・三島警察署	-----	11
(2) 沼津警察署・大仁警察署	-----	11
(3) 静岡中央警察署・静岡南警察署	-----	11

(4) 菊川警察署・榛原警察署	-----	1 1
(5) 森警察署・天竜警察署	-----	1 1
(6) 磐田警察署・天竜警察署	-----	1 1
(7) 浜松中央警察署（仮称「浜松西警察署」）・新居警察署	-----	1 2
(8) 天竜警察署・浜松中央警察署・浜松東警察署・浜北警察署・細江警察署		1 2
4 警察署の名称	-----	1 2
(1) 名称変更する警察署（榛原警察署）	-----	1 2
(2) 今後、名称変更を検討する警察署	-----	1 2
(3) 名称変更を行わない警察署	-----	1 3
第 6 警察署再編整備計画の是正	-----	1 3

はじめに

これまで、静岡県の治安は総じて良好に保たれていると評価されていましたが、近年、その水準は悪化の一途をたどっています。

平成16年に行われた「県政世論調査」においても「県内の犯罪が非常に多くなった。」又は「多くなった。」と答えている方が全体の83.7%を占めており、さらに「犯罪被害に遭うのではないかという不安」について、75.5%の方が「やや不安がある。」、「非常に不安がある。」と回答しています。

また、侵入犯罪^{注1}・街頭犯罪^{注2}の急増は、犯罪被害が身近になったことを県民に実感させ、凶悪な少年犯罪の多発は、その土壌となった社会風潮の見直し気運を生じさせ、さらに、外国人犯罪の凶悪化・組織化と全国への拡散は、国際化に伴い深刻な形で社会に陰を落としていきます。

一方、これら治安の悪化に歯止めをかけるため、「静岡県警察緊急治安対策プログラム^{注3}」の策定や合理化等を進め、一定の効果を上げてきましたが、治安回復は、犯罪の取締りのみの力によるものではなく、行政機関等と一体となり県民の協力を得ながら、多角的な取組みを進めることが必要です。

ところが、近年の市町村合併により、警察署の管轄区域と行政区域とにねじれが生じ、行政や学校、地域住民と警察が一体となった犯罪抑止、交通事故抑止、災害対策等の活動にも支障を来す恐れがあります。

警察は、自らの職責を果たすことはもちろんのこと、社会各層が治安回復に向けた取組みに参画するための環境整備を行うとともに、それらの調和を図る役割を担うことが求められています。

そこで、県民の期待と信頼にこたえる警察を確立し、警察力を更に高め、治安を回復し、県民が安心できる安全社会の実現を図るために、市町村合併を見据え、中長期的な見地に立った警察署再編整備計画を策定することとしたものです。

なお、本計画は、懇話会から提出された「提言書」を最大限に尊重するとともに、県民の意見を十分取り入れ作成したことは言うまでもありませんが、作成に当たり、合理化、効率化という観点から検討したことはもちろんのこと、「地域密着型の警察活動」という基本理念を堅持し、体感治安の悪化や不安感の増大、また過疎地域の切捨てといった誤解を招かないよう十分配慮いたしました。

したがって、現行の29警察署体制にこだわることなく、真に静岡県の治安回復を図り、県民の安心で安全な暮らしを確保するための基盤整備を念頭に検討を重ね、作成されたことをご理解ください。

注1～ 住居や会社等建物内に入り込んで行われる強盗、窃盗、住居侵入等の犯罪

注2～ 道路、公園、駐車場、空き地等屋外で行われるひったくり、自動車盗、自転車盗等の犯罪

注3～ 危険水域にある治安情勢に対処し、犯罪の増加基調に歯止めを掛け、県民の安全と安心を確保するため、平成16年から3年程度をめどに、県警察が緊急かつ重点的に取り組んでいく治安対策を総合的に取りまとめたもの

第1 警察署再編整備の必要性

地域社会や警察を取り巻く情勢が激変する中、治安を回復し、県民が安心できる安全社会の実現を図るための治安基盤を確立するためには、警察署の再編整備を早急に行う必要があります。

個々例を挙げれば、警察署の再編整備を行う理由は、次のとおりです。

1 市町村合併に対応した再編整備

静岡県では、市町村合併等により、平成16年4月1日現在、69市町村であったものが、平成19年4月には42市町となる見込みで、さらに県の合併推進構想^{注4}により市や町が激減する可能性もあります。

このような状況の中、合併後の市町村の行政区域と警察署の管轄区域が一致していないとか、警察署の管轄区域を分断して市町村合併してしまう等警察署の管轄区域と行政区域にねじれが生じ、そのまま放置すれば、警察活動が非効率的かつ県民にもわかりにくく不便を生じさせることが懸念されるため、市町村合併に対応した警察署の管轄区域、配置人員の見直しを行うことが必要です。

注4～ 市町村の合併の特例等に関する法律の規定に従い、総務省が示した自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針に基づき、静岡県が作成する構想

2 広域行政圏や日常生活圏との整合性

静岡県の急激な発展や社会環境の変化により、このまま推移すれば、警察署の管轄区域と広域行政圏^{注5}や日常生活圏^{注6}とに大きなかい離が生じます。

現在、県においても県行政センターの廃止など広域的な視点に立った出先機関の見直しを行っています。

また、学区の撤廃や郊外型大規模小売店舗の進出など県民の通勤・通学、買物などの日常生活圏は、市町村の区域を超えて拡大しており、50年来大きな変化なく放置されてきた現在の警察署の管轄区域では、効率的な警察活動は望めず、治安回復、向上を図ることは困難です。

注5～ 病院や消防、清掃工場など近隣の複数の自治体がまとめて処理している範囲

注6～ 通勤や通学、買物など住民が生活する上で活動している範囲

3 警察事象の量的・質的变化への対応

近年の治安情勢の悪化、犯罪の多種多様化、広域化、国際化、スピード化等により、警察の取り扱う事象が量的、質的に変化し警察署間の業務負担格差が拡大しています。

小規模警察署は署員数が絶対的に少ない上、管理部門等への一定人員の配置など、^{注7}非効率的な組織となりやすく、夜間や休日などの捜査や当直の体制がぜい弱であり、

事件事故への対応が不十分となるばかりか、日々変化する警察事象に対応できないおそれが懸念されている状況にかんがみ、警察署の配置の見直しなど再編整備を行い、量的、質的に変化する警察事象に対し、県下一律に的確な対応を図ることが必要です。

注7～ 県警察には警察署の規模を示す明確な基準はありませんが、おおむね署員数100人未満を小規模警察署、100人以上150人未満を中規模警察署、150人以上を大規模警察署と称し、警察署規模別に区分しています

4 治安維持・災害救援活動の拠点としての警察署整備

治安の維持と向上、災害救援は、警察のみに課せられた問題ではなく、自治体や地域住民等がそれぞれの役割を担い、果たしていくことにより成し得るものでありますが、警察署は、警察として治安維持や災害救援などの拠点としてふさわしい活動ができるよう計画的に再編整備を実施していくことが必要です。

本県では東海地震の発生が懸念されており、一部、耐震構造上問題がある警察署があるなど治安維持や災害時の拠点としてふさわしくない警察署となっている施設があります。

そのため、再編整備計画を踏まえた施設整備の在り方や既存施設の有効活用の方法を検討した上で、計画的な整備を進める必要があります。

第2 警察署再編整備計画策定の経緯

県民のご意見を反映させるため、本計画は次の経緯を経て作成しました。

1 「警察署再編整備構想」の作成

前述のとおり、警察署の再編整備を行う必要性が生じたため、県警察では、本部内に設置してあります「警察署設置等検討委員会」が中心になり、警察署の新設や統廃合、配置のあり方等について多角的に検討を進め、平成17年2月、警察署再編整備を行う上での基本的な考え方や警察署の新設検討対象地域、統廃合検討対象警察署などを例示した再編整備計画の基礎となる「警察署再編整備構想」を作成、公表しました。

2 警察署再編整備に関するアンケート調査の実施

平成17年4月1か月間、県下警察署への来庁者など県民を対象としたアンケート調査（回答者数5,509人）を実施し、74%（3,957人）の方から警察署の再編整備は「時代の変化に応じて行うべき」と再編整備を行うことについて賛同を得られました。

また、「どのような地域に警察署が必要か」との問いに、51%（2,903人）の方が「事件や事故が多発している地域」、42%（2,350人）の方が「人口が密集している

地域」と回答しており、さらに「事件や事故の発生が少ない警察署が統廃合により廃止されるとすれば不安を感じますか」との問いに対しては、76 % (4,220 人) が「不安を感じる」と回答し、県民が警察署を安心のよりどころとしている状況がうかがえる結果となりました。

一方、「統廃合後の庁舎に何を求めるか」の質問に対しては、「免許更新事務など許認可事務の継続」と答えた方が最も多く 31 % (3,246 人)、続いて「刑事や交通など専務員の配置」24 % (2,562 人)、「各種相談業務の継続」18 % (1,935 人)、「パトカーの配置」16 % (1,754 人) という順に要望が多く、また警察署の管轄区域は、「市区町村の区域と同じがよい」と 90 % (4,763 人) の方が回答しています。

3 全警察署における警察署協議会の開催

4月4日、森警察署を皮切りに5月26日までに県下29警察署すべてにおいて警察署協議会^{注8}を開催し、警察署協議会委員に「警察署再編整備構想」の内容を説明するとともに、再編整備構想に対する意見を伺いました。

各警察署協議会委員の意見は、全体的には、「一行政区域一警察署、あるいは、広域行政圏や日常社会生活圏など一体性がある複数の行政区域を一警察署が管轄すること」、また、「警察署には最低100人の警察官を配置することが理想であること」といった警察署再編整備の基本方針について、理解していただき賛同を得ました。

注8～ 警察法により各警察署ごと設置を定められており、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応じるとともに、警察署長に対して意見を述べることのできる県公安委員会が委嘱した委員で構成する機関

4 懇話会の設置と提言書の受領

5月19日には、県内の学識有識者や東部・中部・西部各地区の代表者及び地域の安全に見識がある方々15人を委員に委嘱し、「静岡県警察における警察署再編整備を考える懇話会」を設置し、警察署協議会委員の意見やアンケート調査結果など県民の意見を踏まえた上で、「警察署再編整備構想」をたたき台として、約2か月間で4回にわたり検討を重ねました。

懇話会では、警察署の管轄区域は「行政区域と整合させるべき」との意見であるほか、警察署の新設については、「警察署再編整備構想」で示した「裾野・駿東地域」、「袋井市周辺地域」、「浜松市西部地域」への新設に異論はありませんでしたが、新設年次等について、「警察署新設の優先順位が最後となった場合、業務開始が10年以上先となり、目まぐるしく変わる治安情勢に対応できるのか」とか、現下の治安情勢から「1日も早く新設すべきである」、「もう少し建設の時期を早められないのか」など警察署新設の早期実現を望む意見を多数いただきました。

また、警察署の統廃合については、「市町村合併により行政区域が統合されるので、警察署が統廃合されるのもやむを得ない」、「一つの行政区域に一つの警察署ということを考えれば、一部の警察署が統廃合されるのはやむを得ない」という意見があった一方で、「市町村合併の動向を見極めて慎重に検討すべき」、「警察署を廃止する場合には、過疎地域の切捨てといった誤解を与えぬよう、住民の理解を十分に得た上で行うべき」、「統廃合される場合には、住民に不安感を与えぬよう、十分な警察機能を残す必要がある」といった意見がありました。

これら懇話会委員の意見を「提言書」に取りまとめていただき、7月22日、懇話会座長から受領しました。

5 パブリックコメントの実施

懇話会から提出を受けた「提言書」を最大限に尊重して「警察署再編整備計画案」を作成し、これを県警ホームページに掲載する等により公表し、9月5日から10月5日までの1か月間、同計画案に対する意見を県民から募集しました。

期間中、579人の方から665件（うち警察署再編整備に関する意見は649件）と多数の意見をいただきました。

パブリックコメント^{注9}で寄せられた県民意見で、計画案全般に反対するものはなく、警察署新設については、3署いずれも早期新設を望む意見が多く、警察署の統廃合については、水窪警察署の存続を求める要望のほか、蒲原警察署や森警察署が統廃合されても一定の警察機能を存続させてほしい旨要望する意見がありました。

また、警察署の管轄区域の変更については、計画案のとおり変更することに概ね理解が得られましたが、一部の地域で管轄区域変更に伴う増員等体制整備を求める要望が多数寄せられました。

さらに、警察署の名称は、現状維持を望む意見がある一方で、市や区の名称に変更することを求める意見があり、名称変更については、変更するか否か慎重に判断する必要があることを認識しました。

注9～ 県民の利害にかかわる重要な計画等を決定するに際し、最終決定がされる前の案が作成されたとき、県警ホームページへの掲載や警察署窓口などにおいて自由に閲覧していただき、案に対する県民意見を募集し、提出された意見を考慮して計画等の意思決定をしていく制度

6 再編実施警察署における警察署協議会の開催

8月中旬から10月にかけて、今回の警察署再編に関する20警察署で再度警察署協議会を開催し、提言書などを尊重し作成した「警察署再編整備計画案」について、説明するとともに、協議会委員から意見を伺いました。

警察署新設に関する警察署協議会では、いずれも早期新設を望む意見に終始しま

した。

一方、統廃合については、蒲原・森の両警察署では、統廃合後の施設に警察機能を残すことを前提に納得が得られましたが、水窪警察署では協議会委員等から警察署の存続要望がなされました。

さらに、管轄区域変更については、計画案に対する反対意見はなく、管轄区域が増加する警察署では増員等体制整備を求める要望が、管轄区域が減少する警察署では現体制維持を望む意見が寄せられました。

また、警察署協議会委員の大半は、警察署の名称変更について、現状のまま変更しないでほしい旨の意見が多く、逆に変更を求める意見はありませんでした。

第3 警察署再編整備の基本方針

警察署再編整備の基本方針は、「良好な治安」の提供が警察における最も重要な県民サービスであることにかんがみ、社会環境や治安情勢の変化に対応した警察署の再編整備などにより治安基盤を確立し、治安を回復することにより、「県民が安心できる安全社会」を実現することです。

1 警察署新設・統廃合の方針

昭和29年7月に現警察法が施行された当時、県警察には31警察署が設置されていましたが、その後、現在までに3警察署が統廃合され、さらに平成2年に浜北警察署が新設されたことにより、現在は29警察署となっています。

警察署の再編整備は、警察署が地域における治安維持活動の拠点であることにかんがみ、当該地域の人口、犯罪や交通事故の発生状況だけでなく、隣接署との距離などの地理的条件や地元住民の利便性、県下の市町村合併の状況など総合的に勘案した上で、警察全体としての適正な警察力の配分の在り方などについて多角的に検討し、さらに、地域住民の十分な理解を得ながら行う必要があります。

こうした観点から、県警察では、治安情勢の変化、将来の予測等を踏まえながら、総合的かつ中長期的な見地から、警察署の配置を見直すべき必要のある地域はどこか、今後、警察署の体制はどうあるべきかなどについて検討するとともに、様々な県民意見を集約した結果、休日夜間における体制の確保、交番やパトカーの運用、留置場の必要性、大規模事件事故等への対応などを考慮し、

警察署には最低100人程度の警察官を配置できることが理想であるとの結論に至りました。

したがって、本計画においても警察署の新設に当たっては、最低警察官100人程

度配置することを基本に検討いたしました。

一方、警察署の統廃合については、市町村合併により行政区域と警察署の管轄区域にねじれが生じる地域を管轄する警察署や署員数がおおむね50人に満たない警察署を統廃合の対象として検討しました。

なお、既存警察署の中には、警察官100人体制に満たない警察署が11署ありますが、これらの警察署についても、地理的状況や事件事故への対応、地元住民の利便性等を考慮し、警察署として存続すべきか否か等を客観的、多角的に検討した上で再編整備計画を策定しました。

2 警察署管轄区域見直しの方針

警察署再編整備計画策定に当たっては、警察署の再編整備の基本方針に基づき、警察署管轄区域と行政区域がかい離している場合の問題点を抽出し、社会環境や治安情勢の変化等を総合的に勘案した上で、行政区域を基礎として、

一行政区域一警察署、あるいは広域行政圏や日常社会生活圏など一体性のある複数の行政区域を一警察署が管轄する

ことを基本的な考え方として、管轄区域の見直しを進めました。

具体的には、警察署の管轄区域をまたぐ形で市町村合併が行われた地域は、警察署の新設や統廃合、管轄区域の見直し、さらには警察署の名称変更等について多角的に検討し、特別な事情がない限り、警察署の管轄区域は、行政区域と整合させることを基本としました。

さらに、政令指定都市となった静岡市や政令指定都市に移行する予定の浜松市の場合は、全国の政令指定都市を管轄する警察署の管轄区域のあり方を参考とし、行政区と整合させることを基準に、関係警察署の管轄区域の見直しを行うこととしました。

第4 警察署再編整備の効果

警察署の再編整備を推進し、人員配置の見直し等により事件事故の捜査要員等実働の警察官^{注10}を増強することによって、

重要事件発生時の早期大量動員による強固な初動体制が確立されます。

当直体制が拡充され、夜間における治安体制が確立されます。

間隙を生じないパトロール活動を推進することができます。

県民から寄せられる多種多様な相談や届出に対して、適切に対処することができます。

110番通報に対しては、早期大量動員により、迅速に対応することができます。

できます。

事件事故の捜査を強力に推進するとともに、その発生を抑止することができます。

等県民のニーズに的確に対応し、「県民の期待と信頼にこたえる警察」を確立する上で大きな効果が期待できます。

また、警察署の管轄区域を見直し、合併による市町村の区域と整合させることにより、警察署と学校や行政機関等が一体となって犯罪抑止や交通事故防止活動に取り組むことができるなど、業務の効率的な運営が期待できます。

注 10 ~ 街頭で主にパトロールや交通指導取締り、事件捜査に従事している警察官

第 5 警察署再編整備の内容

現行の 29 警察署体制の見直しを図り、3 警察署を早期新設し 3 警察署を統廃合して、新たな 29 警察署体制に再編します。

なお、以下に記載した警察署の新設や統廃合などすべての再編が行われた場合、再編後の県下警察署の管轄区域は、別表「再編後の警察署管轄区域一覧表」のとおりとなります。

1 警察署の新設

警察署の新設については、県内で市制をとっているにもかかわらず警察署が設置されていない地域及び近年急激に人口が増加したり事件事故が急増しているにもかかわらず警察署が設置されていない地域など警察署の空白地域となっていることを前提として、

裾野市や駿東郡長泉町などの「裾野・駿東地域」

袋井市を中心とした「袋井市周辺地域」

浜松市の入野・神久呂・庄内地区や旧浜名郡雄踏町などの「浜松市西部地域」

の三地域を中心に検討してきました。

結論としては、いずれの地域も人口が増大し、かつ事件事故が県下平均の伸び率を上回っていることなどから、警察署を早期に新設する必要性が充分あります。

加えまして、現在、新設対象の地域を管轄している沼津警察署、磐田警察署、浜松中央警察署の業務負担は、県下の警察署の中でも高水準にあり、これら警察署の業務負担を是正するためにも三地域に警察署を早期に新設すべきだと判断されます。

なお、警察署新設の際には、地域住民の利便性やユニバーサルデザイン^{注 11}に配慮した

上で、留置場をはじめ駐車場、被害関係者からの事情聴取室等施設の充実に努めるとともに、立地についても住民意見を充分採り入れ、新設警察署が治安対策・災害対策の拠点としての「地域の顔、開かれた警察署」となるよう努力していきます。

個々具体的には、次のとおり警察署の新設を進めていきます。

注 11 ~ すべての人に配慮した環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方

(1) 仮称「裾野警察署」

沼津警察署の管轄区域を分割し、裾野市と駿東郡長泉町を管轄する仮称「裾野警察署」を早期に新設します。

(2) 仮称「袋井警察署」

袋井市と周智郡森町を管轄する仮称「袋井警察署」を早期に新設します。

なお、その際、森警察署は、仮称「袋井警察署」に統廃合します。

(3) 仮称「浜松西警察署」

浜松中央警察署の管轄区域を分割して、浜松市E区（入野地区・庄内地区などの旧浜松市西部地域及び旧舞阪町）を管轄する仮称「浜松西警察署」を早期に新設します。

(4) 新設年次及び優先順位

警察署の建設に当たっては、通常、用地確保をはじめ設計、建築等数年を要することから、仮に、現時点で事業を開始しても、新設警察署の業務開始は、数年先となります。

そのため、優先順位を付した建設計画では、県下の治安を早急に回復することは困難であることから、優先順位を付すことなく、治安情勢の変化や市町村合併の推移等を見据えた上で、新設3警察署いずれも早期実現を目指し推進していきます。

2 警察署の統廃合・分庁舎化

市町村合併により行政区域と警察署の管轄区域にねじれが生じる地域を管轄する警察署や署員数がおおむね50人に満たない県内五つの警察署を統廃合の対象として検討した結果、懇話会からは、「統廃合検討対象警察署を統廃合することは、やむを得ないと判断される。仮に統廃合しても、警察署機能すべてを廃止することは好ましくない。」旨の提言を受けていることから、警察署再編整備計画においては、廃止警察署を統合先の分庁舎と位置付け、幹部交番^{注 12}の設置をはじめ、パトロールカーの配備、刑事や交通など専務員の配置、相談業務等の継続など事案対応能力や警戒力の維持向上、住民の安心感、利便性の確保を図ることとしました。

また、重大事件事故や災害等が発生した場合には、統合先の警察署から警察官を大量投入するなど、広域、スピード化している事件事故への対応や県民の安全と安心を確保するパトロール活動の強化を図っていきます。

なお、統廃合の対象として検討した5警察署の再編整備計画については、次のとおりです。

注12～ 警部以上の警察官を交番所長とする交番の設置やパトロールカーの配備、刑事・交通など専門分野の警察官の配置、相談業務・各種許認可事務の継続など治安体制や住民の利便性を確保した庁舎の総称

注13～ 警部以上の警察官が交番所長として勤務している交番の通称。県内では沼津警察署裾野交番、磐田警察署袋井交番があります

(1) 松崎警察署

松崎警察署は、西伊豆唯一の警察署であるため、統廃合した場合、伊豆半島西海岸が警察署の空白地帯となってしまいます。

また、夏季には海浜警備^{注14}のため機動隊を応援派遣するなど観光交流人口^{注15}が急増すること、災害時には道路寸断等交通事情が悪いこと、さらに、伊豆地域における今後の合併協議が不透明であること等から、伊豆半島における合併が推進され、伊豆地域の警察施設の整備状況を見据え、今後も継続して統廃合等を検討していきます。

注14～ 下田の白浜海水浴場や榛原の静波海水浴場のように、夏季に人出が多い海水浴場等の警備に従事すること

注15～ 観光のため観光地等に訪れたり、旅行で宿泊したりする延べ人数

(2) 蒲原警察署

蒲原警察署は、管轄する蒲原町が由比町を挟んで静岡市と飛び地合併し清水区に編入されること、大規模災害時には由比町の地滑りにより東名高速道路や国道及び東海道新幹線や東海道本線が寸断されることが懸念されること、さらに、今後の合併推進状況等を考慮し検討した結果、清水警察署建て替え後、富士川町を富士警察署の管轄に移管した上で、清水警察署と統廃合し分庁舎とします。

(3) 森警察署

森警察署は、管轄する旧春野町が7月1日浜松市と合併したため、森警察署の統廃合いかににかかわらず、浜松市の政令指定都市移行とともに、旧春野町は、天竜警察署の管轄に変更します。

したがって、森警察署は、森町の合併の状況を見据えるとともに、仮称「袋井警察署」が新設され、新設警察署が業務を開始する際に、新設警察署と統廃合し分庁舎とします。

(4) 天竜警察署・水窪警察署

天竜・水窪の両警察署は、浜松市が政令指定都市に移行すると両庁舎が同一の行政区となり、行政区を分割して管轄することとなるため、行政等との一体性に支障が生じます。

水窪警察署は、ご意見等にもあったように管内の高齢化率が極めて高いこと、愛知県と長野県に接する県境に位置し、天竜警察署からも遠隔であること等の事情を踏まえつつ、管内人口、事件事故の発生状況及び現在の対応能力、区役所の予定地等を総合的、多角的に検討するとともに、統廃合によるメリットとデメリットを住

民の目線に立って比較検証した結果、浜松市が政令指定都市に移行する際に、水窪警察署は天竜警察署に統廃合し天竜警察署の分庁舎とします。

3 警察署管轄区域の見直し

警察署の管轄区域は、警察法第53条第4項で「政令で定める基準に従い、条例で定める。」と規定され、これを受け警察法施行令第5条第3号で「警察の任務を能率的に遂行することができるように、人口、他の官公署の管轄区域、交通、地理その他の事情を参しゃくして決定すること。」と定められています。

また、治安の回復は、警察だけの問題ではなく、自治体や自治会、地域住民等がそれぞれの役割を認識し、すべてが一体となった活動により、図られていくもので、警察署の管轄区域は住民にわかりやすく、住民の利便性や自治体との連携が円滑に進むよう、行政区域を分断しないで行政区域と一致した管轄区域の設定が望ましいことから、

原則、行政区域と整合させる

特別な事情（庁舎の所在等）がある場合には、警察署庁舎建て替え時に整合させる

の2点を基本として、次のとおり見直すこととしました。

(1) 大仁警察署・三島警察署

現在、三島警察署が管轄し、合併して伊豆の国市となった旧田方郡伊豆長岡町と旧田方郡葦山町は、平成18年4月、大仁警察署の管轄に変更します。

(2) 沼津警察署・大仁警察署

現在、大仁警察署が管轄し、沼津市と合併した旧田方郡戸田村は、平成18年4月、沼津警察署の管轄に変更します。

(3) 静岡中央警察署・静岡南警察署

平成18年4月、行政区と一致した管轄区域となるよう、静岡市葵区は静岡中央警察署の管轄に、同市駿河区は静岡南警察署の管轄にそれぞれ変更します。

(4) 菊川警察署・榛原警察署

現在、榛原警察署が管轄し、合併して御前崎市となった旧榛原郡御前崎町は、平成18年4月、菊川警察署の管轄に変更します。

(5) 森警察署・天竜警察署

現在、森警察署が管轄し、合併して浜松市となった旧周智郡春野町は、平成19年4月、天竜警察署の管轄に変更します。

(6) 磐田警察署・天竜警察署

現在、天竜警察署が管轄し、合併して磐田市となった旧磐田郡豊岡村は、平成19年4月、磐田警察署の管轄に変更します。

(7) 浜松中央警察署（仮称「浜松西警察署」）・新居警察署

現在、新居警察署が管轄し、合併して浜松市となった旧浜名郡舞阪町は、平成19年4月、浜松中央警察署の管轄に変更します。

なお、仮称「浜松西警察署」新設後は、旧浜名郡舞阪町は同署が管轄します。

(8) 天竜警察署・浜松中央警察署・浜松東警察署・浜北警察署・細江警察署

浜松市は、浜松東警察署庁舎が所在する江東地区を除き、行政区と整合した管轄区域に変更します。

個々に見ていくと、浜松中央警察署は浜松東警察署の庁舎が所在する江東地区を除くA区（中央地区・城北地区などの旧浜松市中心地域）及び仮称「浜松西警察署」新設まではE区（入野地区・庄内地区などの旧浜松市西部地域）を、浜松東警察署はA区江東地区及びB区（芳川地区から可美地区にかけての旧浜松市南部地域）とC区（笠井地区・和田地区などの旧浜松市東部地域）を、浜北警察署はD区（旧浜北市）を、細江警察署はF区（旧引佐三町及び都田地区・三方原地区）を、それぞれ管轄します。

なお、浜松市内警察署の管轄区域変更については、仮称「浜松西警察署」の新設を除き、平成19年4月実施に向け準備を進めていきます。

また、将来、浜松東警察署の庁舎建て替え時には、A区江東地区の管轄区域のねじれを解消することを考慮した検討を行います。

4 警察署の名称

警察署の名称は、警察署の管轄区域同様、警察法の規定を受け警察法施行令第5条第1号により、「管轄区域内の主要な一の市区町村の名称を冠すること。」と基準が定められています。

したがって、政令の基準から外れる可能性のある警察署名については名称変更を検討する必要がありますが、名称変更に伴う経費や住民感情にかんがみ、基本的には変更すべきではないという県民意見も多いことから、変更する場合には、歴史的背景や地元住民の意見を十分組み入れ決定していきます。

具体的には、現段階では、次のとおりとします。

(1) 名称変更する警察署（榛原警察署）

榛原警察署については、再編後、「牧之原市」と「榛原郡吉田町」を管轄し、庁舎の所在地が「牧之原市細江」地先となることから、平成18年4月、「牧之原警察署」に名称変更します。

(2) 今後、名称変更を検討する警察署（天竜警察署・浜北警察署・細江警察署）

浜松市を管轄する天竜・浜北・細江の各警察署の名称については、浜松市が政令指定都市に移行する際の行政区の名称決定後、政令の基準に照らし、住民意見も十

分組み入れ検討した上で決定していきます。

(3) 名称変更を行わない警察署

その他の警察署については、政令の基準を外れるものではなく、名称変更により生じる財政的リスクを考慮し、現時点では、名称変更は行いません。

第6 警察署再編整備計画の是正

本計画は、現在の治安情勢や警察署の配置、さらには市町村合併の状況など種々の要因を検討し策定したのですが、計画そのものが中長期にわたるものでありますので、今後、県の合併推進構想や治安情勢の変化、さらには財政状況等に応じ、随時、計画の見直しを行うなど柔軟に対応していきます。

別表

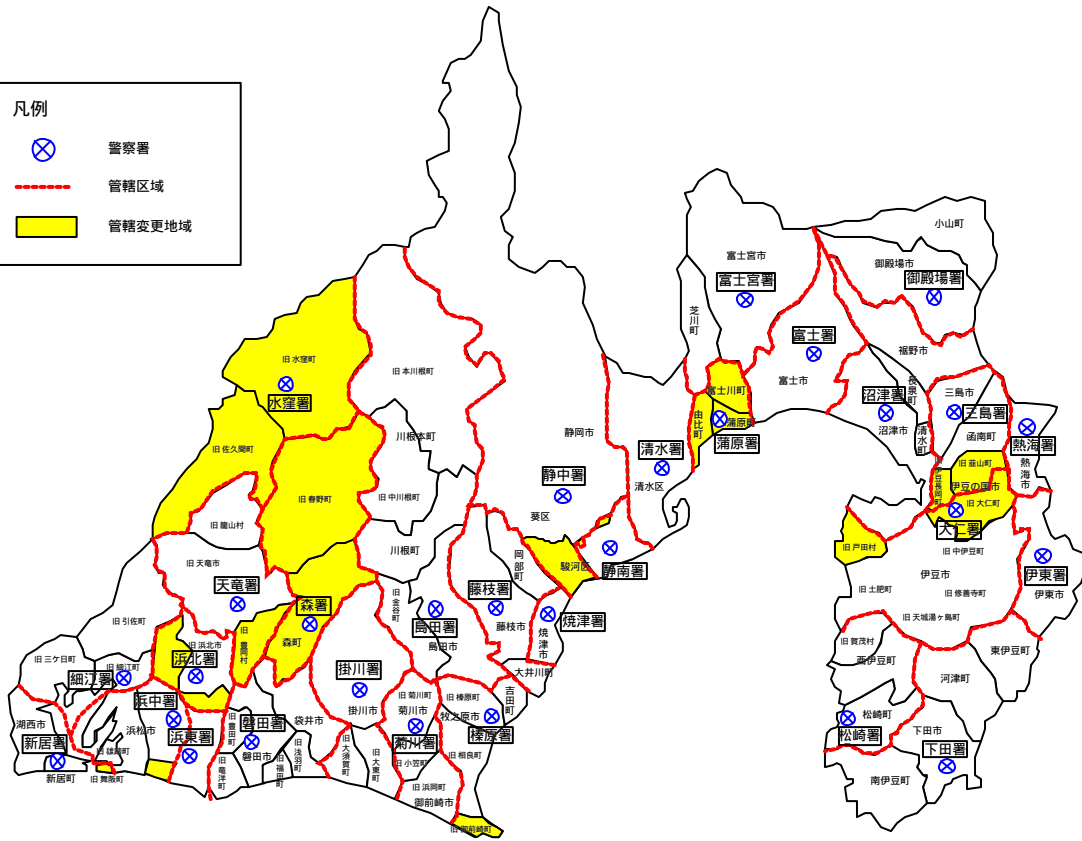
再編後の警察署管轄区域一覧表

名 称	位 置	管 轄 区 域	実施時期
下田警察署	下 田 市	下田市 賀茂郡東伊豆町・南伊豆町・河津町	
松崎警察署	賀茂郡松崎町	賀茂郡松崎町・西伊豆町	
大仁警察署	伊豆の国市	伊豆の国市 伊豆市	H 1 8 , 4
三島警察署	三 島 市	三島市 田方郡函南町	H 1 8 , 4
伊東警察署	伊 東 市	伊東市	
熱海警察署	熱 海 市	熱海市	
沼津警察署	沼 津 市	沼津市 裾野市 駿東郡長泉町・清水町	H 1 8 , 4
		沼津市 駿東郡清水町	裾野新設後
裾野警察署 (仮称)	裾野市又は 駿東郡長泉町	裾野市 駿東郡長泉町	早期新設
御殿場警察署	御殿場市	御殿場市 駿東郡小山町	
富士警察署	富 士 市	富士市 庵原郡富士川町	蒲原署 分庁舎後
富士宮警察署	富士宮市	富士宮市 富士郡芝川町	
蒲原警察署	静 岡 市	清水警察署の分庁舎化	清水署建替後
清水警察署	静 岡 市	静岡市清水区 庵原郡由比町	蒲原署 分庁舎後
静岡中央警察署	静 岡 市	静岡市葵区	H 1 8 , 4
静岡南警察署	静 岡 市	静岡市駿河区	H 1 8 , 4
藤枝警察署	藤 枝 市	藤枝市 志太郡岡部町・大井川町	
焼津警察署	焼 津 市	焼津市	

名 称	位 置	管 轄 区 域	実施時期
島田警察署	島 田 市	島田市 榛原郡川根町・川根本町	
牧之原警察署 (名称変更)	牧之原市	牧之原市 榛原郡吉田町	H 1 8 , 4
菊川警察署	菊 川 市	菊川市 御前崎市	H 1 8 , 4
掛川警察署	掛 川 市	掛川市	
森警察署	周智郡森町	周智郡森町 ----- 袋井警察署の分庁舎化	H 1 9 , 4 袋井新設後
袋井警察署 (仮称)	袋 井 市	袋井市 周智郡森町	早期新設
磐田警察署	磐 田 市	磐田市・袋井市 ----- 磐田市	H 1 9 , 4 袋井新設後
天竜警察署	浜 松 市	浜松市 G 区	H 1 9 , 4
水窪警察署	浜 松 市	天竜警察署の分庁舎化	H 1 9 , 4
浜松中央警察署	浜 松 市	浜松市 A 区 (江東地区を除く。) 浜松市 E 区 ----- 浜松市 A 区 (江東地区を除く。)	H 1 9 , 4 浜松西新設後
浜松東警察署	浜 松 市	浜松市 A 区の一部 (江東地区) 浜松市 B 区 浜松市 C 区	H 1 9 , 4
浜松西警察署 (仮称)	浜 松 市	浜松市 E 区	早期新設
浜北警察署	浜 松 市	浜松市 D 区	H 1 9 , 4
細江警察署	浜 松 市	浜松市 F 区	H 1 9 , 4
新居警察署	浜名郡新居町	湖西市 浜名郡新居町	H 1 9 , 4

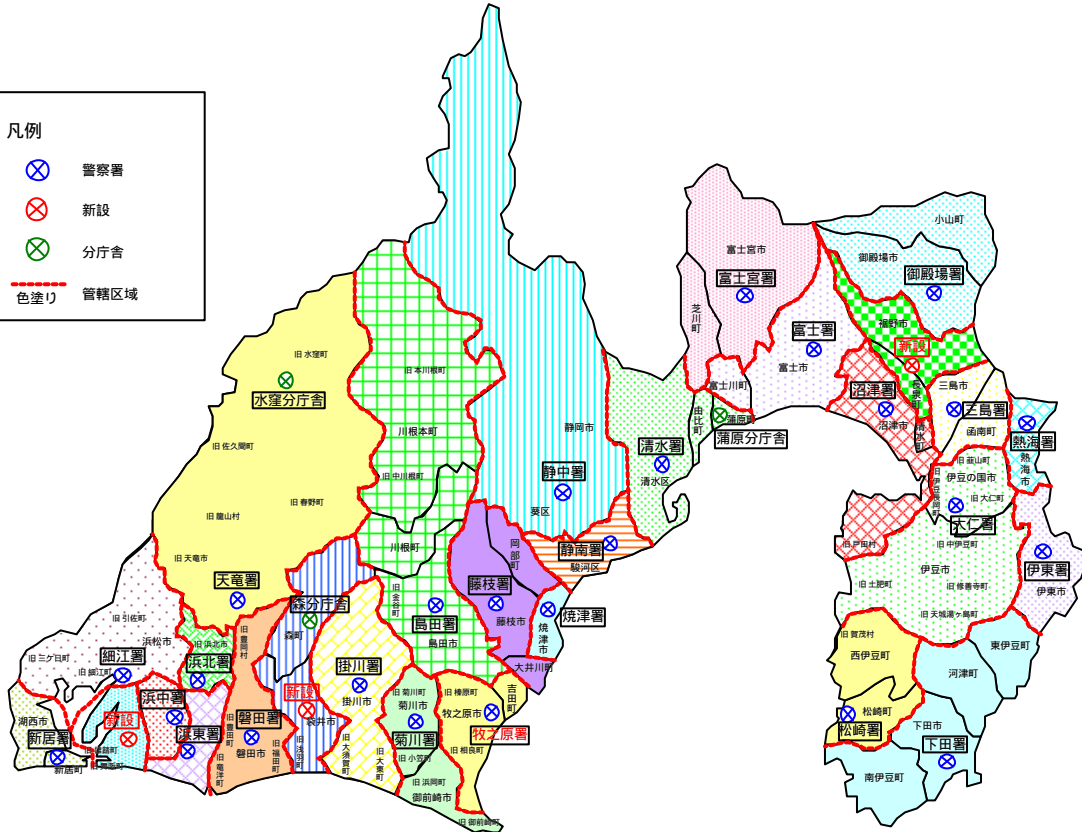
現在の管轄区域

- 凡例
- ⊗ 警察署
 - 管轄区域
 - 管轄変更地域







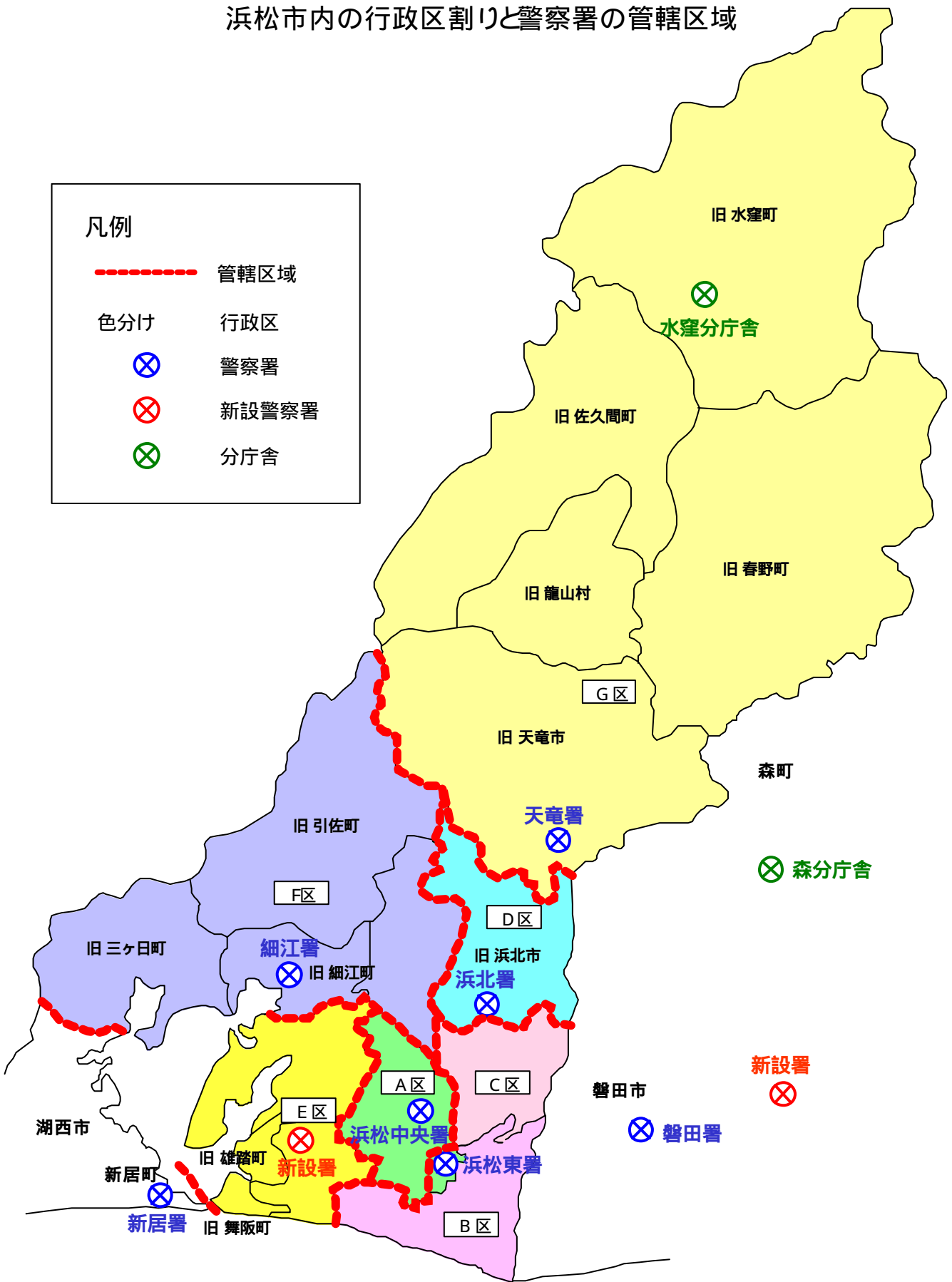
再編後の管轄区域

- 凡例
- ⊗ 警察署
 - ⊗ 新設
 - ⊗ 分庁舎
 - 管轄区域
 - 色塗り 管轄区域



浜松市内の行政区割りと警察署の管轄区域

凡例	
	管轄区域
色分け	行政区
	警察署
	新設警察署
	分庁舎



浜松市中心部の行政区割りと警察署の管轄区域

凡例

- 管轄区域
- 色分け 行政区
- ⊗ 警察署
- ⊗ 新設警察署

